

# 令和7年度 農産物品評会実施要項

1. 受付日時 令和7年11月8日（土）午前9時～10時

2. 場 所 農場センター（営農学習室）

## 3. 準 備

- |       |       |                   |
|-------|-------|-------------------|
| ①審査   | 8日（土） | 10：00～10：30       |
| ②展示   | 8日（土） | 10：30～10日（日）8：30  |
| ③即売準備 | 9日（日） | 8：30～（三役及び支部長で準備） |
| ④販売開始 | 9日（日） | 10：00～12：00（予定）   |

## 4. 出品要綱

### ①出品物の扱い

原則として出品物は返却しない。（即売し農産物収入とする）

ただし、特殊なもの（鉢物・盆栽・高価品）については考慮するが、出品数には入れない。

②出品は各支部の特徴を生かしたもので、支部長が代表して、支部名・氏名を正確に書いて受付をする。

※支部長は、出品者の出品物について把握し、責任を持って受付をしてください。

### ③農産物の種類と量（案）

うるち(玄米)	2kg	キヤベツ	5個	小豆	1kg
もち米(玄米)	2kg	白菜	5個	みかん	4kg
トマト	5個	ブロッコリ	5株	梨(新高大)玉	2個
ミニトマト	5P	大ねぎ	1kg	梨(中・小)玉	5個
メロン	2個	小ねぎ	5束	柿	10個
茄子	2kg	アスパラ	5束	茶	200g
キューリ	3kg	大根	5本	切花類	10本
いちご	1P	生姜	2株	卵	10個
レタス	5玉	レンコン	2株	大秋	5個
大豆	1kg				

※その他（加工品・工芸品は上記限りでない）

※米の出品については、玄米のみ（白米は不可）とする。

※ただし、トマトについてはL玉で統一する。

### ④その他

八代農業高等学校同窓会農産物品評会規約に準ずる。

※団体表彰は、出品数10点以上の支部を対象とする。

※販売価格は、市場価格（祭価格）くらいになるものと思われる。

# 熊本県立八代農業高等学校同窓会 農産物品評会規約

(目的) 品評会を行うことによって、会員の農業技術の向上を図るとともに、支部及び会員相互の連帯を深め同窓会の発展に役立てる。  
また母校の発展のために寄与する。

(参加) 熊本県立八代農業高等学校同窓会会員とする。ただし、賛助出品もできる。

(出品) 原則として支部単位で10点以上とするが、個人出品もできる。  
出品品目については別途定める。

(期日) 原則として熊本県立八代農業高等学校文化祭実施日とする。

(審査) 本校の職員及び同窓会三役で各部門ごとに行う。  
ただし、特作物については外部審査員に依頼することもある。  
☆入賞数は全出品数の30%程度とする。各部門もこれに準ずる。  
出品された全てについて審査する。

(表彰) ①個人の表彰はしない。  
②団体（支部）表彰を行い、一位・二位・三位の表彰とする。  
※順位は次の基準を適用する。（出品数10点以上が対象）  
1)点数は、金賞（10点）・銀賞（7点）・銅賞（5点）とする。  
2)各支部上位5点のトータルで決定する。  
3)同点の場合は上位入賞数により決定する。  
※確認事項  
4)上位入賞数が同点の場合は出品数を加算する。  
出品数を参加点として加算し合計する。

(賞品) 団体表彰については、賞状および賞品とする。  
※賞品については予算を充てる。商品の内容については事務局に一任するが、必要に応じ三役会、理事・支部長会に諮問する。

## 付記

平成5年度農産物品評会より適用する（平成5年2月5日）

平成13年総会において一部改訂（平成13年2月22日）